

五條市広告付情報案内板設置業務仕様書

この仕様書は、五條市広告付情報案内板設置業務(以下「設置業務」という。)に関し、必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1)件名 五條市広告付情報案内板設置業務
- (2)設置場所 五條市役所 1階市民ラウンジ内(五條市岡口1丁目3番1号)
※別紙「五條市役所 1階平面図」参照

(3)業務趣旨

来庁者に観光情報、市内イベント情報、市政情報等を発信することで、市内の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(4)業務内容

五條市役所内に市政情報や民間企業等の広告等を掲載した広告付情報案内板(以下「案内板」という。)を受託業者が作成し、設置及び維持管理等を行う。

(5)費用負担の概要

- ①受託業者は、民間企業等から広告収入を得ることができるが、五條市に広告付情報案内板設置料(※電気料金を含む)を納付するものとする。
※参考 令和7年度電気料金 19,019円
- ②市役所内設置に伴う行政財産使用料を納付するものとする。
※参考 令和8年度行政財産使用料 9,430円
- ③案内板の設置、維持管理等に係る全ての経費は、受託業者が負担するものとする。

(6)設置期間

令和8年11月10日から令和11年11月9日までとする。

設置開始日から3年間とする。ただし、五條市と受託業者が協議の上、設置期間以降も案内板の設置を希望する場合は、最大2年間を限度に更新する場合がある。(※行政財産使用に関し、毎年度に申請すること。)

2 案内板の仕様

(1)案内板本体

- ①本体はキャスター付きとし、移動可能であるもの。
- ②寸法は高さ2,200mm×幅3,000mm×奥行750mmの範囲内とする。
- ③鋭利な突起物等の無い、安全に配慮した形状であること。
- ④庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分講じること。なお、万一事故等が発生した場合は、受託業者の責任において対応すること。

(2)観光情報等の掲出

- ①来庁者に向け、観光情報、市政情報等(以下「観光情報等」という。)を掲出する。
- ②観光情報等を市が作成・掲出する場合、受託業者が作成・掲出の支援を行うこと。
- ③観光情報の配信方法は、受託者が用意するシステムを用いて、市が自由に追加・削除・更新できるものとする。

(3)広告物(出力見本)の提出

内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期日までに広告物(出力見本)を提出すること。

(4)広告物の掲出作業

受託業者の責任において掲出すること。

(5)その他

- ①周囲と調和のとれたデザインとし、庁舎の景観や安全を損なわないようにすること。
- ②案内板の一部に、五條市が市民向けパンフレット等を配置できるようにラックを設置すること。大きさはA4サイズパンフレットが5種類程度配置することができ、出し入れが容易であること、パンフレット等が風で飛ばされないようにすること。
- ③案内板の制作・設置・移設・撤去・原状回復に関する一切の費用は受託業者の負担とする。
- ④案内板の状態を良好に保ち、破損、汚損についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ⑤電気を使用する場合、AC100Vを使用し、電源の開閉は原則、平日9時00分から16時30分までとし、タイマーその他の機器による自動制御を

行うこと。

- ⑥広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

3 民間企業等の広告

- (1)受託業者は、広告主の募集、決定、広告の制作、掲出、広告主との調整等、民間事業者等の広告に係る一切の業務を行うこと。
- (2)受託業者は、広告審査体制を整備するとともに、広告を制作し掲載する際には、五條市広告掲載要綱及び五條市広告掲載基準、その他五條市が定める規定等(以下「要綱等」という。)を遵守すること。
- (3)受託業者は、制作した広告物(出力見本)について、掲出前に五條市の審査を受けること。
- (4)受託業者は、本社、支店または営業所等が市内に所在する事業者等の広告を掲載するよう努めること。
- (5)五條市は、広告主若しくは広告内容が要綱等に適合しないと認めるとき、又は広告の掲載が適当でないと認めるときは、受託業者に対し広告掲載の中止を指示する。この場合において、五條市は、広告主及び受託業者に対し賠償の責任を負わない。

4 維持管理等

- (1)受託業者は、定期的な点検、清掃等を行うとともに、必要に応じて消耗品の交換を行うこと。
- (2)受託業者は、案内板に故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。
- (3)受託業者は、五條市からの問い合わせには速やかに対応できる体制を整備すること。

5 費用負担等

- (1)設置業務の実施にあたり、五條市は費用を負担しない。設置期間終了後の案内板の撤去及び設置場所の原状回復についても同様とする。

- (2)民間事業者等の広告で得られる広告料は、受託業者の収入とする。
- (3)受託業者は、五條市が発行する納入通知書により、指定する期日までに広告付情報案内板設置料(※電気料金を含む)を五條市に支払う。なお、納付金額等については次のとおりとする。

【広告付情報案内板設置料(※電気料金を含む)】

受託業者が入札時に入札した額に消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とする。

- 【納付金額】 令和8年度 案内板設置料の 36 分の5
令和9年度 案内板設置料の 36 分の12
令和10年度 案内板設置料の 36 分の12
令和11年度 案内板設置料の 36 分の7
※1円未満の端数については、切り捨てる。

【納付期限(予定)】 各年度の行政財産使用の許可日から 1 か月以内。

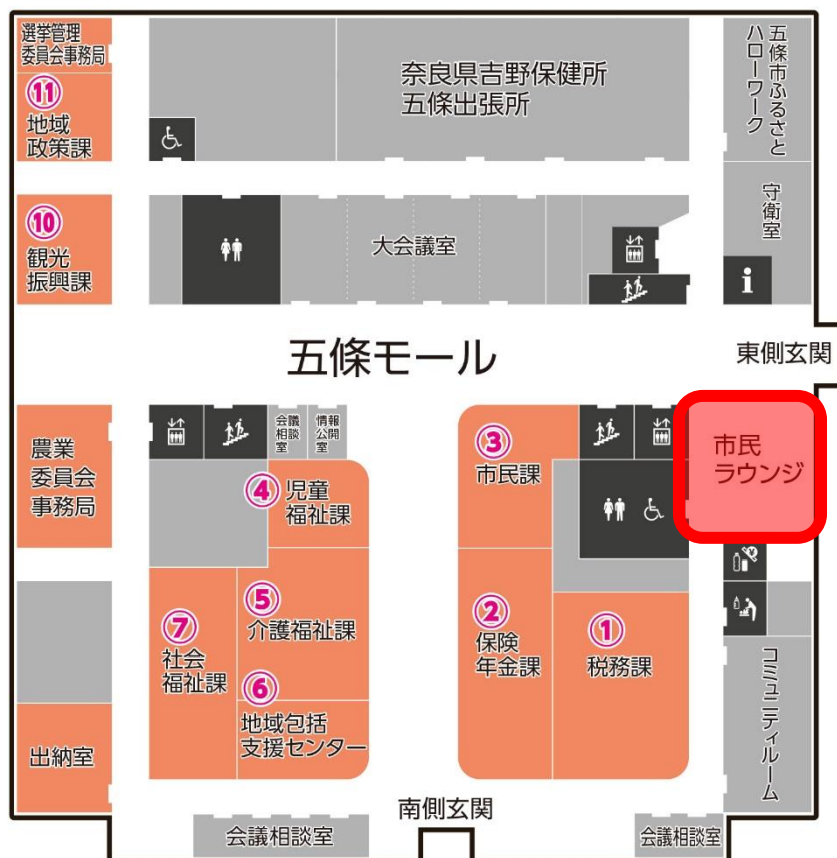
6 その他

- (1)案内板を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。
- (2)広告物(出力見本)の提出後、五條市において内容審査を行い、必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。
- (3)広告物の内容等に疑義が生じた場合には、五條市と十分に協議を行うものとする。
- (4)五條市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。この場合において、五條市は、広告主及び受託業者に対して賠償の責任を負わない。

7 担当部局 五條市 市長公室 秘書広報課 秘書広報係
電話 0747-22-4001(内線303)
FAX 0747-25-0629
E-Mail koho@city.gojo.lg.jp

別紙 五條市役所 1 階平面図

1 階



設置場所